参考資料１

独立行政法人教職員支援機構の役割の強化に関する有識者会議の設置について

令和８年 10 月 13 日
初等中等教育局長決定

１．趣旨

現在、中央教育審議会において「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、独立行政法人教職員支援機構の役割の強化について検討を行うことが求められている。

そのため、「教職員の養成・採用・研修の改善」という方針を踏まえると、研修のみならず、養成、採用の段階も含めて、教職員の資質能力の向上を図るとともに、それを支えていく役割が教職員支援機構に一層求められている状況にあると考えられる。

この点を踏まえ、教職員支援機構の具体的な役割の強化について検討するため、「独立行政法人教職員支援機構の役割の強化に関する有識者会議」を設置し、すべての教師が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、養成・採用・研修を通じた総合的な見地から、今後取り組むべき施策等について検討を行う。

なお、当面は、中央教育審議会における議論を踏まえ、当面検討すべき事項を中心に取り扱うこととし、その後も、機構の役割の強化に関して必要となる事項について、適宜検討を行うこととする。

２．当面の検討事項

（１）能力立証・質保証の担い手としての教職員支援機構について

①教員採用選考の共同実施等との関わり方

②CBT 問題作成・掲載含めた全国教員研修プラットフォーム（Plant）の機能強化・管理運営等の在り方

③免許法認定講習等について

④教員資格認定試験の在り方

⑤教職員支援機構におけるコンテンツ等を活用した能力立証について

（２）資質能力向上のハブ・主体としての教職員支援機構について

①教育実習の質保証への関与について

②私立学校教員、社会人入職者・復職教員、ペーパーティーチャー、教員以外のチーム学校のメンバー、教育委員会指導主事や教職課程を担う教員などに対する研修機会の充実のための教職員支援機構の関与や支援の在り方

③全国の教育委員会や研修センター、学校現場、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体のネットワークをつなぐハブ機能としての教職員支援機構の役割

④高校改革を先導する人材の育成・資質向上支援の在り方

（３）その他

３．実施方法

（１）別紙に掲げる者と独立行政法人教職員支援機構理事長をもって構成する。本会議の座長は、初等中等教育局長が定める者とする。

（２）必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

（３）本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める等の場合は非公開とすることができる。

４．実施期間

令和８年１０月１日～令和９年８月末まで

５．その他

（１）有識者会議に関する庶務は、初等中等教育局教育職員政策課と独立行政法人教職員支援機構と共同で処理する。

（２）その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

（別紙）

独立行政法人教職員支援機構の役割の強化に関する有識者会議
有識者

佐藤　晴美　東京都昭島市立清泉中学校長、全日本中学校長会会長

中森　一郎　福井大学教職大学院教授

半沢　芳典　宮城県白石市教育委員会教育長

深澤美紀代　茨城県教育庁教育指導監

森田　真樹　立命館大学教職研究科長・教授

（五十音順、敬称略）